

憲法二十六条を

すべての子どもたちに

子どもの学習権保障と教育の無償制

柳澤 靖明

鳩ヶ谷市立鳩ヶ谷中学校

憲法二十六条を原点に

この条文には、「教育を受ける権利」

と「義務教育は無償」という内容が書かれている。しかし、現実には義務教育開始とともに保護者から学校納入金という形で、小学校六年間で四十万円、中学校三年間で三十万円程度が集金されている。当然この他にも入学準備のための制服やカバン、部活動に必要なユニフォームなどもある。吹奏楽部では四十万の楽器を個人で購入したという事例も聞く。

憲法二十六条を基本理念として、保護者負担金と子どもの貧困を見ていこう。

子どもの貧困に どう立ち向かうか

まず一冊の本を紹介したい。わたしも会員の一人である、全国学校事務職員制度研究会が研究者と一緒に本を出した『学校から見える子どもの貧困』（大月書店）。そこには学校事務職員だからこそ見える子どもの貧困が綴られている。様々な切り口や立場から見た「子どもの貧困」を書き記している。是非一読されたい。

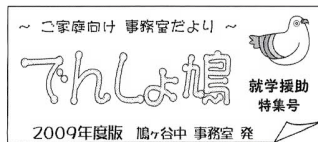
その本の帯であったか、学校事務職員が学校の金庫番と紹介されていたらし

い。わたしたち学校事務職員はお金の管理（学校財務）を専門としているが、決して門番のような存在ではなく、言わば管理人という立場から、常に学校を財政の面で支えている存在だと言える。そして、すべての子どもたちがお金の心配をしないで学べる学校を目指し、そのために義務教育無償制を追及していくことがわたしたちの課題であると痛感している。

子どもの現状をみる

経済協力開発機構（OECD）の最新データによると子どもの貧困率は13・7%（七人に一人の子どもが貧困）とある。さらに母子家庭のそれは66%だと書かれている。本校にも世界の縮図が見える数値が出ているので紹介しよう。

生徒数は454名。就学援助費受給者96名（21・1%…5人に1人）、生活保護費受給者7名（1・5%）、母子家庭の子どもが73人（16・0%…6人に1人）、父子家庭も合わせたひとり親の子どもは88人（19・3%…5人に1人、40人学級で考えるとクラスで八人はひとり親）である。さらに、就学援助費受給者



鳩ヶ谷中学校で学校事務のしごとをしております。柳澤と申します。

このおたよりは、鳩ヶ谷市の就学援助制度を分かりやすく紹介したものです。申請する時の参考にしてください。ご家庭でお子さまと一緒に読んでいただければ幸いです。

就学援助

制度の利用状況

全国では約 7 人に 1 人が利用
就学援助受給率は 13.6%
(2006 年度：文部科学省調査)

鳩中では約 5 人に 1 人が利用
就学援助受給率は 21.1%
(2009 年度：鳩ヶ谷中の実態)

憲法を始め、いろいろな法律で保障されている制度です。安心して利用してください！

給食費や修学旅行費・学用品費などが



補助される制度です！

1. 就学援助制度って何？

子どもたちがみんな安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、必要なお金（給食の食材料費・体育着代・上履き代・指定の制服代など）の全額または一部を対象者へ補助する制度です。

2. 年間どれくらいの補助があるの？

全年共通で、給食費や学用品費の補助、医療券の支給を受けられます。他にも学年に応じた補助があります。

1 年生：96,000 円程度

<新入学学用品費（22,900 円）>

2 年生：75,000 円程度

3 年生：126,000 円程度

<修学旅行費（55,000 円程度）>

<卒業アルバム（5,500 円程度）>

原則、ご家庭の口座へ振り込まれます。

学校納入金に未納がある場合は、そちらに充てることも可能です。

3. 申請の仕方は？ 受付はいつ？

手続きは簡単です。学校または教育委員会へ印鑑を持参し、申請書を書くだけです。後日結果が送付されます。

受付は年間を通していつでもできます。年度途中で、家庭の状況が変わった時などなるべく早めに相談してください。

鳩中のホームページ（事務室コーナー）から申請書をダウンロードすることも可能です。



郵送でも対応いたします。お気軽にお電話ください。

担当：鳩ヶ谷中事務室 柳澤

電話：048-281-1010

〈資料 1〉

子どもたちのために みんなで考えること

における母子家庭の割合は 53.1%、生活保護費受給者になると 100% 母子家庭である。そのような中で、生活保護の母子加算が今年四月に全廃された。理由は「生活保護を受けていない母子家庭の方がより貧しいから」であるという。「低いほうに合わせる」という根本的な方針を改めさせる必要がある。どんどん悪化していく社会保障制度が子どもにも辛くのかかって来る。

学校現場でどう貧困を取り上げるか、主に就学援助制度について書いていきたい。

まず、貧困を伝えること。わたしは、職員を対象とした研修会（校内研修）で事務室として「教育費と就学援助」について毎年講義を行っている。その中で今年は「貧困」についても取り上げた。（この時の資料は鳩

ヶ谷中学校ホームページに掲載している。時間があつた時に立ち寄ってください。）学校で使われているお金の決算額と支出項目を線で結ぶクイズは関心が高い。（例えば、「二千万円——給食費」など）学校でも、ようやく一億総中流の概念が少しずつ崩れ始めている昨今に、今できることは何か？ 今やるべきことは何か？ という問題意識をしっかりと持ち、学校全体で教育費のことを考えていくことが必要であると感じる。

講義後にアンケートを取っているが、以下の話が一番印象的だったという感想があつた。「普通は働くことで貧困率は減少に向かうが、日本では働いているにも関わらず貧困率が高いことが特徴であり、特に一人親家庭の貧困率が高く、いわゆる働く貧困層が多い。さらに、所得再配分後の貧困率が再配分前より高くなる。つまり、負担が重過ぎて給付が少なすぎる。貧困を減らす目的であるはずの再配分が、逆に貧困を増やしているというのが日本の現状……」知らせないといけないままであることがあまりにも多い。だからこそ知らせていくことが大切だと痛感している。

埼玉県における市町村別の全児童生徒に対する就学援助費受給率

NO	市町村名	小学校	中学校	全 体	NO	市町村名	小学校	中学校	全 体	NO	市町村名	小学校	中学校	全 体
1	さいたま市	6.87%	9.11%	7.56%	25	日高市	6.29%	7.07%	6.54%	49	寄居町	7.64%	7.25%	7.50%
2	川口市	12.85%	14.93%	13.49%	26	ふじみ野市	8.70%	10.60%	9.27%	50	行田市	6.88%	7.74%	7.18%
3	鴻巣市	4.57%	5.16%	4.78%	27	三芳町	6.83%	8.29%	7.28%	51	加須市	9.89%	10.63%	10.16%
4	上尾市	6.77%	7.93%	7.13%	28	毛呂山町	6.16%	5.91%	6.08%	52	春日部市	13.52%	15.91%	14.31%
5	草加市	9.01%	11.69%	9.80%	29	越生町	4.46%	8.04%	5.79%	53	羽生市	6.65%	9.35%	7.57%
6	蕨市	8.04%	10.32%	8.73%	30	滑川町	2.31%	4.60%	2.99%	54	越谷市	14.95%	17.62%	15.77%
7	戸田市	9.94%	13.52%	10.92%	31	嵐山町	6.33%	5.85%	6.17%	55	久喜市	10.22%	11.07%	10.51%
8	鳩ヶ谷市	14.82%	19.53%	16.24%	32	小川町	7.25%	7.01%	7.16%	56	八潮市	11.60%	14.29%	12.45%
9	朝霞市	8.03%	10.82%	8.84%	33	川島町	6.51%	6.73%	6.58%	57	三郷市	9.27%	9.82%	9.45%
10	志木市	8.54%	13.24%	9.93%	34	吉見町	4.82%	5.20%	4.96%	58	蓮田市	8.15%	10.45%	8.89%
11	和光市	5.48%	7.70%	6.04%	35	鳩山町	6.97%	5.11%	6.34%	59	幸手市	14.71%	16.26%	15.25%
12	新座市	8.99%	13.20%	10.29%	36	ときがわ町	6.68%	5.61%	6.28%	60	吉川市	8.27%	9.80%	8.74%
13	桶川市	6.02%	6.65%	6.23%	37	東秩父村	4.64%	5.83%	5.10%	61	騎西町	5.30%	8.65%	6.52%
14	北本市	6.58%	7.72%	6.98%	38	秩父市	5.16%	6.70%	5.71%	62	北川辺町	3.78%	4.25%	3.96%
15	伊奈町	3.79%	6.30%	4.51%	39	横瀬町	5.17%	3.79%	4.65%	63	大利根町	6.53%	8.84%	7.30%
16	川越市	16.75%	17.14%	16.88%	40	皆野町	2.56%	4.47%	3.23%	64	宮代町	15.36%	13.35%	14.67%
17	所沢市	14.19%	15.23%	14.51%	41	長瀨町	2.48%	0.84%	1.90%	65	白岡町	4.72%	6.22%	5.22%
18	飯能市	10.52%	11.57%	10.90%	42	小鹿野町	4.34%	4.90%	4.54%	66	菟瑠町	5.24%	5.34%	5.28%
19	東松山市	9.66%	9.30%	9.53%	43	熊谷市	10.50%	10.71%	10.57%	67	栗橋町	4.32%	4.47%	4.37%
20	狭山市	11.81%	12.01%	11.88%	44	本庄市	8.38%	10.54%	9.11%	68	鷺宮町	8.69%	10.15%	9.21%
21	入間市	9.17%	10.60%	9.65%	45	深谷市	7.22%	8.35%	7.60%	69	杉戸町	11.95%	13.01%	12.30%
22	富士見市	13.03%	15.19%	13.67%	46	美里町	6.69%	9.69%	7.79%	70	松伏町	10.39%	12.96%	11.22%
23	坂戸市	11.62%	12.70%	11.98%	47	神川町	5.88%	8.02%	6.63%					
24	鶴ヶ島市	11.45%	11.38%	11.43%	48	上里町	8.51%	9.89%	8.96%					

埼玉県学校事務職員制度研究会調べ（2007年度）

就学援助制度の
周知徹底を

学校納入金が未納だから修学旅行へ行けない、遠足に参加できないという子どもたちが存在している。お金が子どもたちの生活や学びに影響を与えている。本来、保護者が経済的に困難な状況があったとしても子どもたちがお金のことを心配しないで学校で学ぶことを保障した国の制度が就学援助制度であるはずだ。

05年の三位一体改革によって就学援助費の国庫補助が廃止され、一般財源化された。そのことにより、自治体によっては認定基準の見直しや、就学援助制度自体を廃止しようとしたところもある。さらに、国としての統一的な定めがないことから自治体によって制度自体の運用が曖昧なことが多々ある。こういった問題点を抱えている就学援助制度ではあるが、もっと問

題なのは「保護者が知らない」という事実である。自治体によっては、広報誌に載せたりホームページで利用を促したりしているところもあるが、特に広報をしていないところもあるのが現状だ。（学事出版発行の「就学援助制度がよくわかる本」が詳しい。）

この制度は知っていると得をするという制度ではない、必要としているところに必要な制度が確実に周知されるようにする必要がある。そこで、わたしは学校だよりや家庭向けの事務室だより（※資料1）を活用している。鳩ヶ谷市の場合は、年に一回「就学援助のお知らせ」を学校で配るように通知が届く。他には市の広報誌に数行、ホームページに掲載されているが「経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者の方に、その費用の一部を援助します。」の一行のみ。ホームページ内の検索キーワードに「就学援助」と入力すると、トップから三つ、わたしが作った記事が並び、担当課の記事はその下という状況。教育委員会作成の形式的なお知らせも配布するが、分かりやすくまとめたお知らせの方が効果的である。事務室だよりを配布すると新規申し込み希望者がおたより片

手に事務室に来ることがある。話を聞いてみると、「こんな制度知らなかった、子どもが中学校に入る前にリストアップ：。」ということもあった。明らかに広報不足が露呈されている。

鳩ヶ谷市の場合は、申請をした月からの認定なので、この場合はリストアップされた月まで遡って認定されることはない。だからこそ、早い対応が必要なのである。事務室からも情報発信は行っているが、学校全体で取り組む体制をつくっていくことが、子どもたちの学習権を守る近道なのだと思う。だからこそ、校内研修などを通じてみんなで制度を学習していくことが必要だと考える。

無償教育の実現に向けて

そもそも、教育費が無償になれば就学援助制度は必要ないのである。しかし、最新データにおける日本の教育機関に対する公財政支出のGDPの割合は3・4%で、前年と比較して0・1%低下し、OECD加盟国中の最下位を走っているのが現実である。(OECDの平均は5・0%)

本校を例にして考えてみると、今年の

学校配当予算(公費)は約560万円(一人当たり約12000円)、そして保護者負担金である給食費は学校全体で約2250万円(約49000円)、同じく教材費は約520万円(約11000円)、PTA・生徒会費が約220万円(4800円)、林間学校積立金が約260万円(2万円)、修学旅行積立金が約860万円(54000円)である。単純に計算して、現状の学校配当予算が二倍になれば教材費が無償に、三倍になればPTA・生徒会費と林間学校が無償に、五倍になれば修学旅行費も無償となり、七倍を超えると学校納入金を完全に撤廃できる。

こんな夢物語を論じても無駄だと言うかも知れない。しかし、どこかで誰かが「実践のない理論は空虚であり、理論のない実践はその方向性を見失う」と言っていたが、無償教育という目標を持っていたに足がついた実践を職員、保護者、そして子どもたちを含めて行っていく必要があることは確かだ。

学校に 子どもの夢とねがいを

子どもたちが安心して学校に通えるためにも子どもの貧困に目を向けていく必要がある。有名な言葉に「貧困は見ようとしなないと、見えない」とあるが、わたしもちょうど二年前「貧困」という言葉に出会った。それから見れば見るほど見えてくる貧困、考えれば考えるほど自分のしごとに直結していることも分かった今、学校現場から少しでも貧困をなくしていきたい、すべての子どもたちが楽しい学校生活を送れるように、夢とねがいがかなう学校をみんなでつくっていききたい。

※参考文献等

阿部 彩 子どもの貧困 ―日本の不公平を考える― 2008年
参議院常任委員会調査室・特別調査室
経済プレス誌 No.65 2009年
就学援助制度を考える会 就学援助制度がよくわかる本 2009年
藤本 典裕・制度研 学校から見える子どもの貧困 2009年
OECD 図表でみる教育OECDイン
ディケータ 2008年